

なら結婚応援団主催イベント等実施の手引き

1 主催イベント等実施までの流れ

- ① なら結婚応援団（以下、応援団）団員は、主催するイベント等を企画する。企画内容は、なら結婚応援団規約に反しないものとする。
- ② 応援団員がID及びパスワードを利用し、イベント等の内容をホームページに登録
- ③ 奈良県は、開庁日の午前9時までに応援団員が登録したイベント等を確認し、翌開庁日の午前9時までに応援団ホームページに掲載する。（トップページの「新着イベント」欄には新規イベントのみを表示する）
- ④ 奈良県は、メールマガジン等登録者への周知を原則、火曜日と金曜日に行う。各配信日の前日午前9時までに応援団員が入力したイベント等について配信する。ただし、奈良県が配信を制限する必要性を認めた場合はこの限りでない。（配信日が祝日にあたる場合は、前日を配信日とする）

(例) ・月曜日の午前8時50分に入力→火曜日に配信
 " 午前9時10分に入力→金曜日に配信
 ・金曜日が祝日の場合水曜日の午前8時50分に入力→木曜日に配信
 " 水曜日の午前9時10分に入力→翌週火曜日に配信

- ⑤ メールマガジン等への掲載基準を以下のとおり定める。
 - ・再募集イベント（※）のメールマガジン掲載は、最大2回（再々募集）までとする。
 - ・新規及び再募集イベントは、上記③及び④に基づき掲載や配信を行う。
 - ・再募集イベントの場合は、登録済データのイベント名に「再募集」「再々募集」の文言及び延長した申込締切日を追記する。

※ 再募集イベント：新規イベントの申込締切日を過ぎても定員に満たなかった場合において、申込締切日を再設定したイベント

- ⑥ イベント等の周知については応援団員も行い、参加者募集・受付・決定・通知については、応援団員が実施する。
- ⑦ 応援団員がイベント等の参加申込を受け、参加者を決定し、通知する。
- ⑧ 応援団員がイベント等を実施する。
- ⑨ 応援団員がなら結婚応援団イベント実施報告書（第5号様式）を実施後2週間以内に奈良県に提出する。（中止の場合も提出すること）
- ⑩ 応援団員としての登録期間終了後に実施するイベントをホームページに登録する場合は、更新手続き完了後に登録するものとする。
- ⑪ 上記③及び④について、登録内容に問題がある場合や、ホームページのメンテナンス等やむを得ない場合には、イベント等のホームページへの掲載及びメールマガジンの配信を行わないことがある。

2 なら結婚応援団事業の留意事項

応援団員は、なら結婚応援団の事業実施について、以下の項目に留意するよう努める。

- ① イベント等を安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上必要な周辺環境等への配慮を行う。
- ② イベント等の実施による参加者からの苦情等については、誠意を持って対応をし、必要な運営改善をする。
- ③ 申込者及び奈良県との連絡にあたっては、適切な手段・体制を確保する。
- ④ 受付時には、公的機関の発行する、氏名・生年月日・住所などを確認できる証明書（運転免許証・パスポートなど写真貼付の書類が望ましい）の提示を求めるなど、参加者本人であること確認をする。
- ⑤ 参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任で行うよう周知し、応援団員は個人情報の問い合わせには応じないこと。
- ⑥ 商品の販売・斡旋、当事業以外への勧誘行為及びそれらが疑われる行為など、なら結婚応援団員の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ⑦ イベント等実施をきっかけに、成婚にいたったカップルの報告があった場合、奈良県へその旨連絡する。
- ⑧ 奈良県は広報活動を実施するが、集客を約束するものではないため、応援団員は無理なく、魅力あるイベント等を企画・実施すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症等について、自主的な感染対策に取り組み、安全なイベント開催を図ること。

3 問い合わせ・提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課（なら結婚応援団担当）

TEL:0742-27-8603（受付時間：月～金（祝日除く）8時30分～17時15分）